



こんな時は  
おまかせください！

勤務医師の方を対象とした賠償責任保険です。  
被保険者（補償を受けることができる方）は  
ご加入の勤務医師の先生ご本人です。

#### ◆医療業務による事故により、勤務医師の方が個人として法律上の損害賠償責任を負った場合

病院と勤務医師が連名で訴えられた場合、勤務医師個人の責任が問われる部分については病院賠償責任保険では補償されません！  
勤務医師個人での保険加入が必要です。

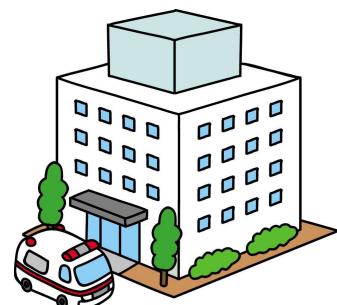


#### ◆指揮・監督責任を問われた場合も補償

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で  
その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

#### ◆勤務病院以外での医療業務による事故も対象

出張診療中等、勤務病院以外の場所における医療業務の遂行によって、  
発生した事故も対象となります。  
ただし、日本国内において行われた医療業務に限ります。



#### ◆勤務先を変更してもそのまま加入可能

開業される場合は、継続加入はできません。  
変更手続き等が必要となりますので、必ず事前に取扱代理店にご連絡ください。

#### お支払いする 保険金の種類の例

詳細は「補償の概要等」の「お支払いする保険金」をご確認ください。

#### ◆被害者にお支払いする法律上の損害賠償金 (治療費、慰謝料 等)

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ  
保険会社の同意が必要となります。



#### ◆訴訟や調停・示談における弁護士費用等の争訟費用

※保険会社の書面による同意が必要となります。



保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



# 医師賠償責任保険 補償の概要等

2/2

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、  
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



## 医師賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>医師賠償責任保険（医師特別約款）</p> <p>被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*1された場合に限ります。</p> <p>*1 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対する損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p>	<p>1.この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の 損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金</p> <p>※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）</p> <p>③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。</p> <p>上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 &gt; 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者または被保険者の故意</li><li>・地震、噴火、洪水、津波または高潮</li><li>・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</li><li>・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任</li><li>・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</li><li>・被保険者と同居する親族に対する賠償責任</li><li>・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</li><li>・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任</li><li>・被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</li><li>・名譽を損または秘密漏洩に起因する賠償責任</li><li>・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任</li><li>・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</li><li>・所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療行為に起因する賠償責任</li><li>・日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任</li></ul> <p>等</p>